

射水市建設工事等入札心得

平成17年11月1日

(趣旨)

第1条 射水市が発注する建設工事(以下「工事」という。)並びに工事の設計、調査及び測量等の建設工事関連委託業務及び役務等の委託業務(以下「委託業務」という。)並びに物品購入の契約に係る競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、射水市契約規則(平成17年規則第29号。以下「契約規則」という。)その他法令に定めるもののほか、この心得(以下「心得」という。)の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、心得、図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)並びに公告又は指名通知書を熟覧の上、入札しなければならない。ただし、設計図書等に疑義があるときは、入札日の前日(一般競争入札にあっては、当該公告において定める日)まで関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、所要の事項を明記し、記名押印し、封かんした上、入札者の氏名及び「入札書在中」と明記して入札箱に投函しなければならない。
- 3 入札参加者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第12条の規定により入札金額の内訳を記載した書類(以下「入札価格積算内訳書」という。)を入札書と同封して入札を執行する者に提出しなければならない。ただし、委託業務及び物品購入に係る入札については、射水市が入札価格積算内訳書の提出を入札の要件とした場合に限るものとする。
- 4 前項の規定により提出された入札価格積算内訳書は、当該工事、委託業務及び物品購入の契約によって生じる権利又は義務に影響を及ぼさないものとする。
- 5 入札者は、一旦提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回をすることができない。
- 6 指名競争入札において、指定した場所及び時刻までに投函しなかった場合は、当該入札を棄権したものとする。ただし、天災、交通事故その他不測の事態により投函できなかった場合において、速やかに入札辞退届が提出され、当該入札を執行する者が認めたときについては、この限りでない。
- 7 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。
- 8 入札参加者は、代理人の記名押印により入札するときはその委任状を持参させなければならない。

9 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

10 入札参加者以外の入札室への立ち入りは、別に許可を受けた者を除き、禁止する。
(入札の辞退)

第2条の2 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者(一般競争入札を除く。)は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出なければならない。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 第1項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

4 指名競争入札を行う場合は、入札の辞退により、入札参加者が1人のときは、入札の執行を中止するものとする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第4条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し若しくは中止することがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札

- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札(入札保証金の納付を必要とする場合に限る。)
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 郵便入札を認めない場合の郵便入札
- (5) 入札書に記名押印(電子入札にあっては、記名押印に相当する電磁的記録)のない入札
- (6) 入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札
- (7) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (8) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 独禁法の規定に明らかに抵触すると認められる入札その他入札に際して不正の行為があったと認められる入札
- (11) 契約規則第10条に規定する予定価格を入札の前に公表した場合における当該予定価格を超える価格の入札
- (12) 第2条第8項に規定する委任状を提出しない代理人のした入札
- (13) 第8条に規定する再度の入札における直前入札の最低価格(令第167条の10第2項の規定による最低制限価格(以下「最低制限価格」という。)を設けた場合にあっては、当該最低制限価格を下回った価格を除く。)以上の価格の入札
- (14) 入札価格積算内訳書の提出を必要とする入札(入札価格積算内訳書の提出を入札の要件とする委託業務及び物品購入に係る入札を含む。)において、入札価格積算内訳書を提出しない者のした入札
- (15) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
(開札)

第6条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札者立会いの上、行うものとする。
(落札者の決定)

第7条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で、当該最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

(再度入札等)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設けた場合における当該最低制限価格を下回った価格で入札を行った者は、当該再度の入札に参加することはできない。

2 第5条の規定により入札が無効とされた者は、特別の場合を除き、前項の規定による当該再度入札に参加することはできない。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して7日(射水市の休日を定める条例(平成17年射水市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く。)以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者は、請負代金額が500万円以上の工事の場合、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は納付を免除する。

3 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

4 落札者が第1項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申立)

第10条 入札参加者は、入札後、設計図書等についての不明を理由とし異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和4年8月1日から施行する。